第一号様式（保安基準適合証、限定保安基準適合証）（第九条関係）（平７運令８・全改、令元国交令20・一部改正）

長辺

保安基準適合証
限定保安基準適合証

年　月　日交付

番号

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地			印
次の自動車 次の自動車の整備に係る部分 していることを証明する。	が道路運送車両の保安基準に適合		
検査の年月日	年　月　日		
自動車検査員の氏名			印
自動車登録番号又は車両番号			
車台番号			
使用者 氏名又は名称			
使用者 住所			
乗車定員	人	最大積載量	kg
用途		車両総重量	kg
保険期間	年　月　日から　年　月　日まで		

注１．保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
２．限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

短辺（日本産業規格Ａ列６番）

備考⑴　不要の文字を抹消すること。
⑵　法第16条第１項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第４項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。
⑶　法第71条の２第１項の規定による限定自動車検査証の交付を受けた自動車の場合は、「乗車定員」欄、「最大積載量」欄、「用途」欄、「車両総重量」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。
⑷　使用者が未定である場合は、「使用者」欄に所有者の「氏名又は名称」及び「住所」を記載すること。